

投資事業評価調書 (新規)

事業種目	急傾斜地崩壊対策事業	事業名	事業区間	総事業費	約 1.0 億円
		急傾斜地崩壊対策事業 < 塩屋 (2) 地区 >	神戸市 垂水区塩屋町		
所在地				着工予定年度	完成予定年度
神戸市垂水区塩屋町				H 1 3 年度	H 1 3 年度
事業目的			事業内容		
防災対策 急傾斜地崩壊危険箇所であり、斜面崩壊による危険性が高いため、防災対策工事を行い、地域住民の生命を保護する。			急傾斜地崩壊対策事業 (防災工事) 特殊法枠工 L = 1 0 0 m A = 1 0 0 0 m ²		
評価視点					
(1) 必要性		・急傾斜地崩壊危険箇所である。 ・保全人家戸数 2 0 戸がある。 ・斜面は、風化による崩壊があり落石も多く、斜面は大変危険な状態である。 ・斜面は緑で覆われ、住宅地の中に位置し、住宅街の貴重な自然空間となっている。 ・斜面対策工事により、緑の保全を図り住環境の向上を目指す。 ・斜面内は風化による落石など、崩壊が多数発生しているため、住民の不安は大きく要望が強い。			
安全・安心					
快適性・ゆとり					
その他					
(2) 有効性・効率性		・保全人家戸数が多く、斜面上下部にも住宅があり事業効果が高い。 ・事業実施に向け、借地及び施工の同意を得ている。			
有効性		・法枠工を採用し、既存の立木を極力残す。 ・法枠内は種子吹き付けを行い緑化を図る。			
効率性					
(3) 環境適合性					
(4) 優先性		・急傾斜地集中地区であり、また保全対象人家が多く、かつ斜面上下部に人家がある。 ・大規模な斜面崩壊を誘発する落石も多く発生しており、早急な防災対策が必要である。 ・地元要望が強く、借地や施工の同意も得ており、事業の執行体制は整っている。			
評価の結果	着手妥当	左の理由	審査の結果、事業着手が妥当と認められた。		